

台風12号による被災者への緊急支援について

このことについて、下記のとおり受け付けていますので、奨学金の貸与を希望する学生は申請を行ってください。

記

1 災害救助法の適用地域

【鳥取県】 東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町

【三重県】 熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町

【奈良県】 五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、吉野郡東吉野村

【和歌山県】 田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、東牟婁郡古座川町

【岡山県】 玉野市

2 対象学生

上記適用地域で台風被害に遭った世帯の学生。

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱う。

3 奨学金

(1) 日本学生支援機構奨学金緊急採用（第一種奨学金）

〔始期〕平成23年9月以降で申込者が希望する月

〔終期〕平成24年3月

（被災により奨学金貸与の必要な状態が引き続き生じる場合には、願い出により翌年度末まで貸与を継続することが可能）

(2) 日本学生支援機構奨学金応急採用（第二種奨学金）

〔始期〕平成23年4月以降で申込者が希望する月

〔終期〕修業年限の終了月

4 提出書類

以下の申込先において配付している奨学金案内等を参照のこと。

各種提出書類に加えて、被災証明書が必要となります。被災証明書が取得できない場合には、以下の申込先に相談してください。

5 申込先・提出先

各支援室学生支援・教務，理療科教員養成施設係

平成23年 9月 7日
学生部 学生生活課